

第5回半田市農業委員会総会議事録

令和5年11月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第13号議案 租税特別措置法適格者証明について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出による農業の主たる
従事者の証明願いについて

委員の出欠席

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|------|-------|-----|-------------|------|-----|
| 番 号 | 氏 名 | 出欠席 | 担当区域 | 氏 名 | 出欠席 |
| 第1番 | 深津延幸 | 出席 | 有脇・亀崎 | 石川丈夫 | 出席 |
| 第2番 | 小栗絵里 | 出席 | 乙川 | 高橋智恵 | 出席 |
| 第3番 | 岩橋克巳 | 出席 | 半田・岩滑 | 青木功雄 | 出席 |
| 第4番 | 新美久美子 | 出席 | 成岩 | 榊原且己 | 出席 |
| 第5番 | 竹内甲永 | 出席 | 板山 | 岩橋一成 | 出席 |
| 第6番 | 榊原久美 | 出席 | | | |
| 第7番 | 堀寄純一 | 出席 | | | |
| 第8番 | 石川敏彦 | 出席 | | | |
| 第9番 | 藤野道子 | 出席 | | | |
| 第10番 | 石川明美 | 出席 | | | |
| 第11番 | 新美周大 | 出席 | | | |

事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 大木康敬 | 書記 | 服部由紀 |
| 書記 | 竹内裕基 | | |

事務局

ただ今から第5回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日は、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。寒くなってきましたので、体調に気を付けてお過ごしください。それでは、活発なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、10番の石川明美委員と11番の新美周大委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第11号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件出ております。番号503-20について、担当委員より調査、報告をお願いします。なお、本件については、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、該当委員は議事に参与できないこととなっているため、一時ご退出願います。

(一時退出)

委員

議案については記載のとおりです。現地も適正に耕作されております。また、農地取得後も適正に耕作されていくことを確認し、特に問題ないかと思われま。場所については、別冊1頁のとおりで、半田消防成岩出張所の南西に位置しております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

番号503-20につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号503-20につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号503-20を承認・可決いたします。

続きまして、番号 503-21 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、野菜の耕作をしておりましたが、その場所の返却を求められており、同年で友人の譲渡人から、譲受けて、引続き野菜の耕作に励むとのこと。場所については、別冊 2 頁のとおりで、知多半島道路の真横に位置しております。現在は、竹林となっておりますが、竹を切り、根を取り除き、畑にするとのこと。特に問題ないかと思われま。

議長

番号 503-21 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 503-21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 503-21 を承認・可決いたします。

続きまして、第 12 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、6 件出ております。

続きまして、番号 505-24 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。バリアフリーの物件を探しましたが、見つからず、父の所有地に住宅を建築するものです。場所については、別冊 3 頁をご覧ください。半田中央インターがありまして、そこから北側になります。申請地北側は道路、南側は畑となっております。畑については、1 m ほど申請地より高いため、排水についても問題ないかと思われま。よろしくをお願いします。

議長

番号 505-24 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-24 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-24 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-25 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。転用理由は、父の農地に譲受人が住宅を建築するものです。場所については、別冊 4 頁をご覧ください。半田宮農センターから西へ約 500 m 程のところに位置しています。申請地南側には、市営板山団地があります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

番号 505-25 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

現場写真の手前側に接道があるということですか。

事務局

その通りです。

議長

番号 505-25 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-25 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-25 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-26 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、半田市で建築業を主な業務とする法人です。会社の近くで既に有料老人ホームを開設しており、申請地にも同様に開設したいとのことです。場所については、別冊 2 頁をご覧ください。半田インター手前を南側に入ったところになります。申請地向かい側にはクリニックがあります。申請地は現在耕作されておらず、転用による周りの農地への影響は少ないと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

事務局

本案件については、1 年ほど前に除外案件として、総会で審議しており、この度転用の目途が立ったことから、申請に至っております。

議長

番号 505-26 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-26 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-26 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-27 について、事務局と担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

詳細については、記載のとおりです。譲受人は、大阪府で太陽光発電事業を主な業務とする法人です。申請地に太陽光発電を設置するために申請に至りました。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。主要道路から奥に入ったところにあり、申請地の周りには既に太陽光発電施設が設置されており、他の農業への影響は少ないと思われます。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-27 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-27 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-27 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-28 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

詳細については、記載のとおりです。生活介護施設の建築に関する申請となります。申請については、平面図、立面図、資金計画等も完備しており、適当ではないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。リクシルさんの近くの交差点から、乙川方面に向かうと右側にある土地となります。道向かいにある、学童の法人と申請者は同じ法人であり、その土地も適正に転用されています。申請地は、適正に管理されています。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-28 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

今回の転用によって、南側の農地などへの取水・排水による影響はありませんか。

事務局

排水計画等を確認し、影響はないと考えております。

議長

番号 505-28 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-28 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-28 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 505-29 について、事務局と担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

詳細については、記載のとおりです。譲受人は、広島県で保育所運営を主な業務とする法人です。転用目的は、保育所の建築で、現在半田市で保育園の建替え、民間移管を行っており、譲受人が借受けて、事業を行うということです。全国で数々の実績があり、特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。東側は北部墓地、西側は道路、北、南側は住宅に隣接しております。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 505-29 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

現在の保育園は、建替えの後どうなる予定ですか。

事務局

所管が違いますので、正式には、わかりません。

委員

最近では、幼稚園等を建設する際に、周辺住民から子どもの声の苦情などがあるそうですが、問題はないでしょうか。

事務局

周辺住民には、市の所管課のほうから説明があると思われますし、申請書にも申請人から事業の説明を行っている旨記載されておりますので、問題ないかと思われます。

議長

番号 505-29 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 505-29 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 505-29 を承認・可決いたします。

続きまして、第 13 号議案「租税特別措置法適格者証明について」、1 件出ております。

番号 521-1 について、事務局と担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

制度の説明をさせていただきます。農地の所有者が亡くなり、相続人が相続されるにあたり、引続き相続人がその土地で農業を行う場合、相続税が猶予される制度です。相続人が引続き営農を行うかどうかを農業委員会が証明するものです。場所については、全筆について事務局の方で、確認しております。一部、不耕作になっている場所があったため、確認したところ、今年は耕作ができていなかったが、来年は耕作を行うとのこと。担当委員に調査に行ってもらっておりますので、報告をお願いします。

委員

申請者に口頭で確認をとり、間違いなしとの回答でした。申請書のとおり営農していきたいとの意気込みは感じることができ、問題ないかと思われます。

議長

番号 521-1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

特別措置法を受ける場合、ご本人が耕作する必要性がありませんか。

事務局

基本的に、その通りであります。ご家族で経営する場合でも問題ありません。本案件についても、ご家族で農業を行っていくとのこと。

委員

20 年耕作すると免除なのでしょうか。

事務局

制度が改正されまして、終身となります。なお、特定貸付の場合でも適用されます。

委員

本案件について、先ほど問題ないと申し上げましたが、一部気になるところがありましたので、発言させていただきます。申請書類のなかに、本人が耕作しておらず、知人が耕作しているところの農地がございます。表記の仕方についても、大変曖昧であり、特定貸付かどうか判断できない土地が一部入っております。ですので、判断が難しく、表記の仕方などを適切に改める必要があるかと思われます。

事務局

ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり、このような表現の仕方では、判断に迷う部分もあり、適切ではないかと思われます。

委員

今後、この土地について、農業委員会が毎年確認していくことになるのでしょうか。

事務局

3年毎に、税務署より確認の依頼がきますので、そこで確認していくことになります。本案件について、指摘事項等の確認も含め、一度審議保留としたいと思います。

議長

事務局の提案がありましたが、本案件について審議保留とすることでよろしいか。

(異議なし)

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」が11件、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」が4件、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」が13件、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」が1件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。報告第5号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取りの申出による農業の主たる従事者の証明願いについて」が1件ありました。事務局より、説明をお願いします。

事務局

生産緑地とは、市街化区域内にある農地について、一定の条件のもと、税金が優遇される制度です。本案件について書類等を確認し、証明書を発行しております。

議長

報告第1号から第5号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第5回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時00分)